

(別紙 2)

和光市災害時要援護者登録概要について

◎ 名簿作成方法について

1 「手上げ方式」を基本とし、必要に応じて「同意方式」を併用する。

「手上げ方式とは」災害時要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式。実施主体の負担は少ないものの、災害時要援護者への直接的な働きかけをせず、災害時要援護者本人の自発的な意思に委ねているため、支援を要することを自覚していない者や障害等を有することを他人に知られたくない者も多く、十分に情報収集できていない傾向にある。

「同意方式とは」防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が災害時要援護者本人に直接的に働きかけ、必要な情報を収集する方式。災害時要援護者一人一人と直接接することから、必要な支援内容等をきめ細かく把握できる反面、対象者が多いため、効率的かつ迅速な情報収集が困難である。

【参考平成 18 年 3 月国「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」より】

2 制度の広報・周知をした後、一定期間(おおよそ 2~3 週間)を経ても登録申請の無い対象者と登録不要の連絡(下記※)が無い方について、民生委員児童委員及び地域包括支援センターの協力を得て意思確認をする。

※ 対象者であっても、親族等の支援が受けられる、又は、元気で自力で避難が可能等の理由により登録が不要な方から、一定期間内に一報をいただく。

(1) 提供した情報の活用方法

対象者うち、登録申請が無く、又は、登録不要の連絡が無い方に対して、症状の重い方から戸別訪問して意思確認を行う。

(2) 台帳の更新の時期

原則として年 1 回更新とする。

(3) 制度の対象者数

75 歳以上	(4, 517 人)
要介護 2 以上	(798 人)
身体 1、2 級	(684 人)
療育(A)、A、B	(185 人)
精神 1 級	(45 人)